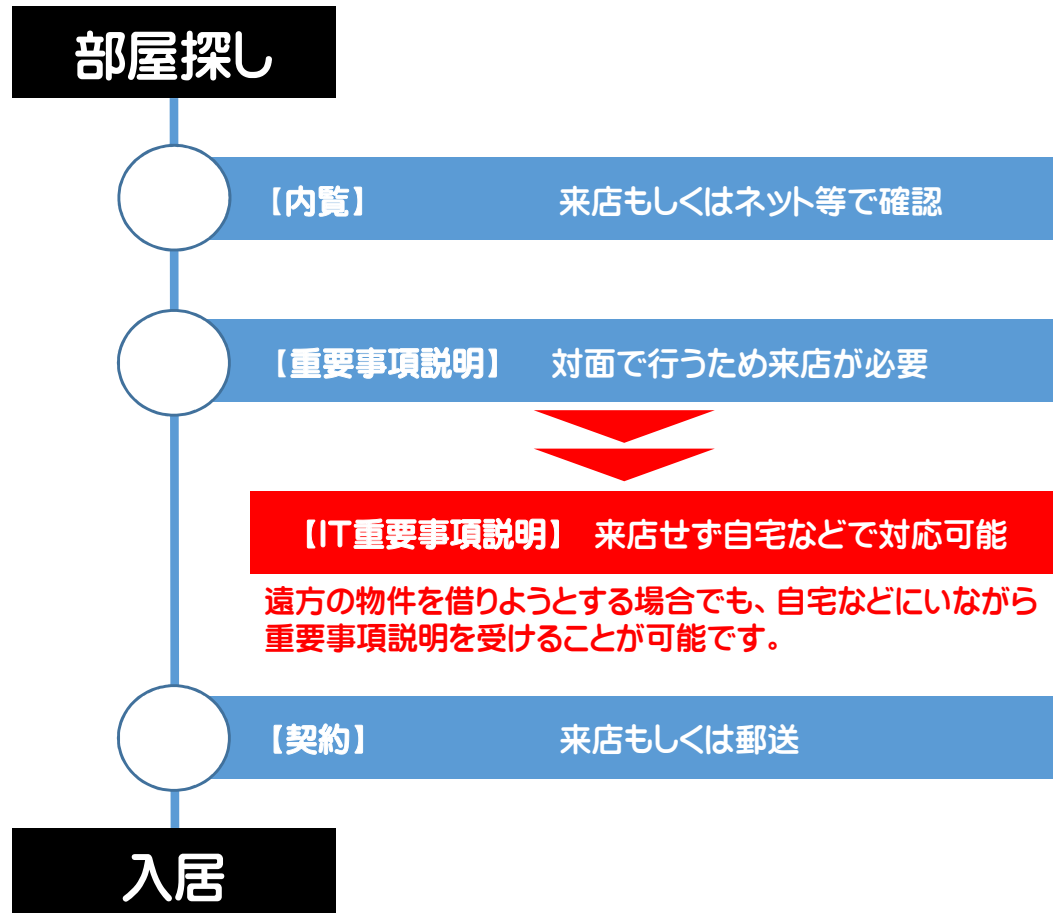


ITを活用した重要事項説明に係る社会実験

国土交通省では、対面が原則とされている重要事項説明※について、テレビ電話やテレビ会議等のITを活用した社会実験をおこなっています。

※「重要事項説明」とは、取引物件概要や取引条件について契約の前に行われる説明のことをいいます。

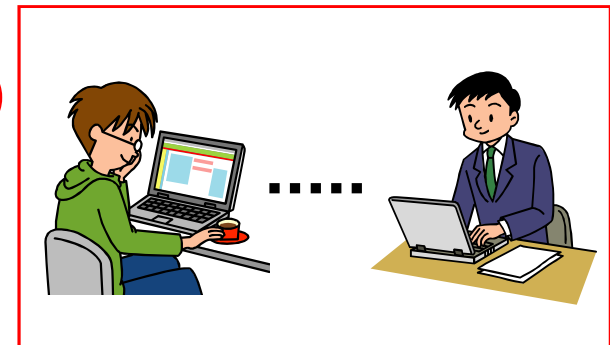
(例)



重要事項説明イメージ【対面】



重要事項説明イメージ【IT利用】



ITを活用した重要事項説明に係る社会実験

ITを活用した重要事項説明(以下、「IT重説」)を希望される場合は、以下の点にご留意ください。

取引について

IT重説の対象となる不動産取引は“法人間取引”と“賃貸取引”に限られます。個人が相手方となる売買取引は対象外となっています。

不動産業者について

IT重説は、国土交通省により登録された不動産業者が実施することができます。登録事業者については、国土交通省のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

※ 店頭やホームページに登録事業者であることを示すロゴマーク(右図)を出している場合があります。



IT環境について

IT重説の実施にあたっては、パソコン端末やタブレット端末など必要なIT環境を整えて頂く必要があります。実施にあたっての必要なIT環境については、登録事業者へお問い合わせください。

同意書の承諾及びアンケートへの回答について

IT重説は社会実験として行われるものですので、IT重説が行われる前に同意書の内容を確認し、承諾する必要があります。同意書の記載内容については、登録事業者へお問い合わせください。

また、IT重説を実施した場合は、2回のアンケート(IT重説直後、入居から6ヶ月後)にご協力頂くことになります。詳細は、国土交通省のホームページに掲載していますので、ご参照ください。

社会実験のホームページ

IT重要事項説明

検索 

URL  http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html

